地域公共交通確保維持改善事業・事業評価の概要

「きよす あしがるバス」の運行については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業」に よる補助金の交付を受けている。

補助金の交付を受けた事業については、毎年度、協議会自ら(清須市地域公共交通会議)により事業実施の確認、評価を行い、その結果を地方運輸局に報告することとされている。

1. 事業評価の目的

- ◆ 協議会が、生活交通確保維持改善計画に位置付けられた補助対象事業等について、事業の性質に応じ、事業の実施状況の確認、目標達成状況等の評価を行うことによって、補助対象事業がより効果的、効率的に推進されることを目的とする。(「地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価実施細目」より抜粋)
- ◆ 協議会等が定める上位計画等と地域公共交通計画(生活交通確保維持改善計画を含む)との関連性や、地域全体の交通ネットワークにおける補助対象事業の位置づけを整理し、地域全体の交通網を踏まえた評価及び見直しがされることを目的とする。(「中部運輸局における令和3・4年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施方針」より抜粋)

2. 生活交通確保維持改善計画の位置付け

地域公共交通計画 [令和2年度~令和6年度](市町村が策定)

地域にとって望ましい地域公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとしての 役割を果たす



生活交通確保維持改善計画 [毎年度策定] (協議会が策定)

地域公共交通の確保・維持・改善に向けた取組を示す

3. 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業におけるスケジュール

令和4年5月24日 (令和4年度第1回清須市地域 公共交通会議)	令和5年度清須市生活交通確保維持改善計画の策定
令和4年10月~令和5年9月	令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の実施
令和5年10月16日 (令和5年度第2回清須市地域 公共交通会議)	令和5年度事業実施に係る一次評価(自己評価)
令和5年11月	令和5年度事業補助金交付申請
令和6年2月	令和5年度事業実施に係る二次評価(第三者評価委員会)